

特定非営利活動法人 札幌チャレンジド 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人札幌チャレンジドという。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、北海道札幌市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障害をもつ人に対して、パソコンを利用した各種ソフトウェア及びハードウェアなどの技術習得の援助や障害をもつ人の社会参加や就労などに関する各種情報提供を行うとともに、企業や行政などと連携し、障害をもつ人の社会参加機会や就業機会の拡大を実現し、もって福祉の増進、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者向けのパソコン講習会の開催などによる障害者への情報技術支援活動
 - ② 障害者の社会参加及び就労に関する支援事業及び受託事業
 - ③ 福祉のまちづくりに関わる事業
 - ④ 障害者福祉の団体との協力、支援、相談、連絡などの事業
 - ⑤ 前各項に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業
 - ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

特定非営利活動の円滑な遂行に資するため、その他の事業として、役務の提供並びに物品の販売及び斡旋を行うことができる。

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業にあてるものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員を特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人、法人及び任意の団体

(入会及び会費)

第7条 会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込みを行うものとし、入会の承認は理事長が行う。

- 2 正会員は、会費を納入しなければならない。
3 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事会が別に定める。

(会員の資格喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき
- 2 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 除名されたとき
- 3 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。
- 4 この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、総会の議決によりその会

員を除名することができる。

5 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会費等の不返還)

第9条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第10条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第11条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その活動をとりまとめる。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、法第18条に定める職務を行う。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。

3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 14 条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。

(報酬等)

第 15 条 役員の報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(職員)

第 16 条 この法人は、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 総 会

(構成及び権能)

第 17 条 この法人の総会は、正会員をもって構成し、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画及び収支予算、事業活動報告及び収支決算その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種別及び開催)

第 18 条 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とし、議長は、出席正会員の中から選出する。

- 2 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - (3) 法第 18 条第 4 号に定めるところにより監事が招集するとき。

(招集)

第 19 条 総会は、前条第 3 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第 20 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 21 条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 22 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 20 条及び第 21 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、議事録を作成する事とし、その記載事項その他の必要な事項については、理事会の議決を経て別に定める。

第 5 章 理事会

(構成及び権能)

第 24 条 理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

(開催)

第 25 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、理事長がこれに当たる。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(定足数、議決、表決権等及び議事録)

第 27 条 第 20 条から第 23 条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第 28 条 この法人の資産は、会費、寄附金収入、財産から生ずる収入、事業に伴う収入、その他の収入をもって構成し、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

(事業活動計画、予算、暫定予算)

第 29 条 この法人の事業活動計画及び收支予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、收支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 30 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業活動報告及び決算)

第 31 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、毎事業年度終了後 3 か月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(その他の事業の会計)

第33条 その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第7章 解散及び定款の変更

(解散)

第34条 総会の議決によりこの法人が解散をするときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第11条第3項に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。

第8章 雜 則

(公告)

第36条 この法人の公告は、この法人の事務所での掲示により行う。

(雑則)

第37条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、設立総会において定める以下のとおりとし、その任期は、2002年の通常総会の日までとする。

理事 森田 麻美子

理事 杉山 逸子

理事 佐藤 美由紀

理事 加藤 達矢

理事 高平 千世

理事 加納 尚明

監事 小林 董信

3 この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2002年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、年間1,000円とする。

6 この定款は、平成16年7月29日から一部、改訂し、施行する。